

核物質防護に係る検査ガイド (加工 (Ⅲ)、廃棄物)

原子力規制庁
放射線防護グループ
核セキュリティ部門

目 次

【評価領域】

P P 3 1 特定核燃料物質の管理

【検査分野】

- 0 1 特定核燃料物質の管理
- 0 2 特定核燃料物質の管理における出入口の施錠及び検知装置の設置
- 0 3 特定核燃料物質並びに設備及び装置の点検の実施と報告

【評価領域】

P P 3 2 核物質防護情報の管理

【検査分野】

- 0 1 核物質防護秘密の管理
- 0 2 管理情報の管理

【評価領域】

P P 3 3 立入承認

【検査分野】

- 0 1 防護区域への人の立入り（常時立入者への証明書等の発行）
- 0 2 防護区域への人の立入り（一時立入者への証明書等の発行）

【評価領域】

P P 3 4 出入管理

【検査分野】

- 0 1 防護区域への車両の立入り
- 0 2 防護区域の駐車場の設置
- 0 3 当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両
- 0 4 防護区域の出入口の措置
- 0 5 防護区域等の出入口の措置（出入口の常時監視）

【評価領域】

P P 3 5 物理的防護

【検査分野】

- 0 1 防護区域の設定
- 0 2 立入制限区域の設定（立入制限区域の柵等の障壁）
- 0 3 防護区域の巡視

- 0 4 監視装置の設置
- 0 5 非常用電源設備及び無停電電源装置の設置（核物質防護設備及び装置）
- 0 6 防護設備の点検及び保守
- 0 7 防護のための連絡（連絡手段）
- 0 8 性能試験の実施及び核物質防護システム全体の有効性評価
- 0 9 事業所外運搬における運搬物の防護措置（施錠及び封印）（区分Ⅱ、Ⅲ輸送物）

【評価領域】

P P 3 6 情報システム防護

【検査分野】

- 0 1 情報システムに対する外部からのアクセス遮断
- 0 2 情報システムセキュリティ計画の作成

【評価領域】

P P 3 7 核物質防護体制

【検査分野】

- 0 1 防護体制の整備
- 0 2 緊急時対応計画の作成
- 0 3 緊急時対応計画における留意事項
- 0 4 法令遵守及び核セキュリティ文化醸成の体制
- 0 5 非常の場合の対応

【評価領域】

P P 3 8 共通

【検査分野】

- 0 1 教育及び訓練
- 0 2 定期的な評価及び必要な改善
- 0 3 妨害破壊行為等の脅威への対応
- 0 4 事象発生時の初動対応（核物質防護）

P P 3 1 特定核燃料物質の管理

検査ガイド 特定核燃料物質の管理

P P 3 1 0 1 特定核燃料物質の管理

1 監視領域

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「特定核燃料物質の管理」

検査分野：「特定核燃料物質の管理」

2 検査の目的

2.1 目的

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される特定核燃料物質の管理状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、特定核燃料物質の管理の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

特定核燃料物質の取扱いを防護区域内に限定することにより、特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為のリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

事業所敷地内の特定核燃料物質の全てを検査対象とする。

3.2 検査の頻度等

（1）検査の頻度

1年間に1回程度

（2）検査時間

3人／0.75（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する統括核物質防護対策官、核物質防護対策官又は核物質防護専門職（以下単に「対策官」という。）をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

特定核燃料物質の管理に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

特定核燃料物質の管理に関する関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する特定核燃料物質の管理が審査基準に適合することを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第7条の9
- (2) 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「廃棄物管理規則」という。）第33条の3
- (3) 核物質防護措置に係る審査基準（以下単に「審査基準」という。）

6 変更履歴

No.	変更日y/m/d	施行日y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 特定核燃料物質の管理**P P 3 1 0 2 特定核燃料物質の管理における出入口の施錠及び検知装置の設置****1 監視領域**

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「特定核燃料物質の管理」

検査分野：「特定核燃料物質の管理における出入口の施錠及び検知装置の設置」

2 検査の目的**2.1 目 的**

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される特定核燃料物質の管理における出入口の施錠及び検知装置の設置状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、特定核燃料物質の管理における出入口の施錠及び検知装置の設置の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

特定核燃料物質の常時監視を行っていない施設に関しては、取扱いを行う施設の出入口を施錠するとともに、検知装置を設置することにより、特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為のリスクを低減する。

3 検査要件**3.1 検査対象**

特定核燃料物質を取り扱う施設の出入口の施錠及び検知装置の全てを検査対象とする。

3.2 検査の頻度等**（1）検査の頻度**

1年間に1回程度

（2）検査時間

3人／0.75（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

特定核燃料物質の常時監視を行わない場合には、施設出入口の施錠及び検知装置の設置を確認する。また、出入口の施錠及び検知装置の設置に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

特定核燃料物質の管理における出入口の施錠及び検知装置に関する関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する特定核燃料物質の管理における出入口の施錠及び検知装置が審査基準に適合することを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 特定核燃料物質の管理**PP3103 特定核燃料物質並びに設備及び装置の点検の実施と報告****1 監視領域**

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「特定核燃料物質の管理」

検査分野：「特定核燃料物質並びに設備及び装置の点検の実施と報告」

2 検査の目的**2.1 目的**

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される特定核燃料物質並びに設備及び装置の点検の実施と報告状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、特定核燃料物質並びに設備及び装置の点検の実施と報告の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

特定核燃料物質、設備、装置については、常に異常の有無を点検することにより、異常があった際に迅速に対応し、影響を最小化する。

3 検査要件**3.1 検査対象**

特定核燃料物質、設備、装置の点検要領、記録等の全てを検査対象とする。

3.2 検査の頻度等**(1) 検査の頻度**

1年間に1回程度

(2) 検査時間

3人／0.50（h）

3.3 実施体制

(1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。

(2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

特定核燃料物質を取り扱った場合は、状態、数量の点検を行うとともに、設備の異常の有無を点検し、異常があった場合は、直ちに報告する体制となっているかを確認する。また、特定核燃料物質、設備、装置に関する管理が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

特定核燃料物質並びに設備及び装置の点検と報告手続に関する関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する特定核燃料物質並びに設備及び装置の点検と報告手続が審査基準に適合することを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

P P 3 2 核物質防護情報の管理

検査ガイド 核物質防護情報の管理

P P 3 2 0 1 核物質防護秘密の管理

1 監視領域

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「核物質防護情報の管理」

検査分野：「核物質防護秘密の管理」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される核物質防護秘密の管理状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、核物質防護秘密の管理の検査分野における体制、教育にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

核物質防護秘密を厳重に管理することにより、情報漏えいを防止し、不法行為のリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

核物質防護秘密の管理については、情報管理要領に定められた核物質防護秘密文書の管理状況等の全てを検査対象とする。

なお、核物質防護秘密の文書については、過去12か月間又は前回検査以降の核物質防護秘密文書の登録、接受、廃棄の記録、情報保護区域の保全記録、秘密情報用P C内の記録、核物質防護秘密文書の保管状況、秘密保持義務者の登録、解除等を検査対象とする。

3.2 検査の頻度等

（1）検査の頻度

1年間に1回程度

（2）検査時間

3人／1.00（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないように管理していることを確認する。また、特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図っていることを確認する。さらに、核物質防護秘密の管理が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

核物質防護秘密の管理に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する核物質防護秘密の管理が審査基準に適合することを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 核物質防護情報の管理

PP3202 管理情報の管理

1 監視領域

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「核物質防護情報の管理」

検査分野：「管理情報の管理」

2 検査の目的

2.1 目的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される管理情報の管理状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、管理情報の管理の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

管理情報を適切に管理することにより、情報漏えいを防止し、不法行為のリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

情報管理要領に定められた管理情報文書の管理状況等の全てが検査対象となり得るが、本検査では、作成された管理情報文書の確認については、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、管理情報の管理状況を考慮し、検査対象を選定する。なお、検査対象は、過去12か月間又は前回検査以降の文書等とする。

3.2 検査の頻度等

（1）検査の頻度

3年間に1回程度

（2）検査時間

3人／0.50（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

管理情報について、特定核燃料物質の防護に関する秘密に準じた情報管理を行っていることを確認する。また、管理情報の管理が適切に行われていることを関連文書の調査、ワークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

管理情報の管理に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する管理情報の管理が審査基準に適合することを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

PP33 立入承認

検査ガイド 立入承認**PP3301 防護区域への人の立入り（常時立入者への証明書等の発行）****1 監視領域**

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「立入承認」

検査分野：「防護区域への人の立入り（常時立入者への証明書等の発行）」

2 検査の目的**2.1 目的**

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護区域への人の立入り（常時立入者への証明書等の発行）状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、防護区域への人の立入り（常時立入者への証明書等の発行）の検査分野における体制、訓練・教育及び警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

防護区域への常時立入者の必要性を確認し、常時立入者を必要最小限の者に限定することにより、内部脅威者のリスクを低減する。

3 検査要件**3.1 検査対象**

防護区域への常時立入者として証明書等を発行された者の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、当該施設の防護区域への人の立入り（常時立入者への証明書等の発行）の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等**（1）検査の頻度**

1年間に1回程度

（2）検査時間

3人／1.25（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

防護区域に常時立ち入ろうとする者については、当該区域への立入りの必要性を確認の上、証明書等を発行していることを確認する。また、証明書等の発行に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

証明書等の発行に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する常時立入者への証明書等の発行に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 立入承認**PP3302 防護区域への人の立入り（一時立入者への証明書等の発行）****1 監視領域**

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「立入承認」

検査分野：「防護区域への人の立入り（一時立入者への証明書等の発行）」

2 検査の目的**2.1 目的**

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護区域への人の立入り（一時立入者への証明書等の発行）状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、防護区域への人の立入り（一時立入者への証明書等の発行）の検査分野における体制、訓練・教育及び警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

一時立入者の立入りの必要性を確認し、一時立入者を必要最小限の者に制限することにより、内部脅威者のリスクを低減する。

3 検査要件**3.1 検査対象**

防護区域への一時立入者として証明書等を発行された者の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、当該施設の防護区域への人の立入り（一時立入者への証明書等の発行）の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等**（1）検査の頻度**

2年間に1回程度

（2）検査時間

3人／0.75（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

防護区域に立ち入ろうとする者（常時立入者を除く。）については、その身分及び当該区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させていることを確認する。また、証明書等の発行に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ワークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

証明書等の発行に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する一時立入者への証明書等の発行に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

P P 3 4 出入管理

検査ガイド 出入管理**PP3401 防護区域への車両の立入り****1 監視領域**

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「出入管理」

検査分野：「防護区域へ車両の立入り」

2 検査の目的**2.1 目的**

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護区域への車両の立入り状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、防護区域への車両の立入りの検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

防護区域への車両を制限することにより、内部脅威者による破壊行為の用に供され得る物品の持込み、外部脅威者による不法な侵入のリスクを低減する。また、防護区域境界扉等の開放管理を行うことにより、人及び車両による突入のリスクを低減する。

3 検査要件**3.1 検査対象**

防護区域への入域許可証の発行を受けた車両の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、防護区域への車両の入域の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等**（1）検査の頻度**

1年間に1回程度

（2）検査時間

3人／0.75（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

業務用の車両以外の車両が防護区域への立入りを禁止されていること及び防護区域境界扉等の不要な開放を禁止していることを確認する。ただし、防護区域に立ち入ることが特に必要な車両であって、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。また、防護区域への車両の立入りに関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

防護区域への車両の立入りに関する関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する防護区域への車両の立入りに係る措置が審査基準に適合することを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 出入管理
PP3402 防護区域の駐車場の設置

1 監視領域

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「出入管理」

検査分野：「防護区域の駐車場の設置」

2 検査の目的

2.1 目的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護区域の駐車場の設置状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、防護区域の駐車場の設置の検査分野における設備の保全にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

指定駐車場以外への駐車及び重要設備近傍への駐車をさせないことにより、車両を使用した妨害破壊行為のリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

防護区域の駐車場の設置及びそれらの駐車場に駐車している車両並びに駐車場外に駐車している車両の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、当該施設の防護区域の駐車場の設置状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

（1）検査の頻度

3年間に1回

（2）検査時間

3人／0.75（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

防護区域内に駐車場を設置し、区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車されていることを確認する。また、駐車場の設置に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

防護区域の駐車場の設置に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する防護区域の駐車場の設置に係る措置が審査基準に適合することを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 出入管理

PP3403 当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両

1 監視領域

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「出入管理」

検査分野：「当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両」

2 検査の目的

2.1 目的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

駐車場の外に駐車することが特に必要な車両を限定することにより、車両を使用した妨害破壊行為のリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

防護区域の駐車場外に駐車している車両の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両の入域の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

（1）検査の頻度

3年間に1回程度

（2）検査時間

3人／0.75（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

防護区域内において駐車場の外に駐車することが特に必要な車両が、適正な要領（事前申請、許可証の提示等）で駐車されていることを確認する。また、許可証等の発行に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両に関する関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両に係る措置が審査基準に適合することを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 出入管理

PP3404 防護区域の出入口の措置

1 監視領域

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「出入管理」

検査分野：「防護区域の出入口の措置」

2 検査の目的

2.1 目的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護区域の出入口の措置状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、防護区域の出入口の措置の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

防護区域の出入口における金属探知機及び核物質検知装置による点検を行うことにより、防護区域からの特定核燃料物質の盗取、防護区域内での妨害破壊行為のリスクを低減する。また、許可されていない区域への情報端末の持込みを制限することにより、情報漏えいを防止する。

3 検査要件

3.1 検査対象

防護区域へ入域する人、車両及び持ち込まれる荷物並びに防護区域から退域する人、車両及び持ち出される荷物の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、当該施設の防護区域への入退域等の状況並びに施設及び防護区域の出入口の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

（1）検査の頻度

1年間に1回程度

（2）検査時間

3人／1.25（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

防護区域の出入口で常時立入者及び一時立入者が持ち込み、又は持ち出そうとする物品を、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、特定核燃料物質を検知することができる装置等を用いて点検していることを確認する。また、許可されていない区域への情報端末の持込制限の状況を確認する。

なお、金属探知機及び核物質検知装置による点検が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

防護区域の出入口の措置に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する防護区域の出入口における金属探知機及び核物質検知装置による点検に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 出入管理

PP3405 防護区域等の出入口の措置（出入口の常時監視）

1 監視領域

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「出入管理」

検査分野：「防護区域等の出入口の措置（出入口の常時監視）」

2 検査の目的

2.1 目的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護区域及び立入制限区域の出入口の措置（出入口の常時監視）状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、防護区域及び立入制限区域の出入口の措置（出入口の常時監視）の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

防護区域及び立入制限区域の出入口を常時監視することにより、防護区域及び立入制限区域の出入口における許可されていない人の出入り並びに荷物の持込み及び持出しのリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

防護区域及び立入制限区域の出入口の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、当該施設の防護区域及び立入制限区域の出入口の措置状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

（1）検査の頻度

1年間に1回程度

（2）検査時間

3人／1.25（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

防護区域及び立入制限区域の出入口で警備員等が出入口を常時監視していることを確認する。ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置した場合は、この限りでない。また、防護区域及び立入制限区域の出入口の措置（出入口の常時監視）に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

防護区域及び立入制限区域の出入口の措置（出入口の常時監視）に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する防護区域及び立入制限区域の出入口の常時監視に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

P P 3 5 物理的防護

検査ガイド 物理的防護
PP3501 防護区域の設定

1 監視領域

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「物理的防護」

検査分野：「防護区域の設定」

2 検査目的等

2.1 目的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護区域の設定状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

2.2 防護措置の狙い

防護区域境界に堅固な障壁を設置することにより、防護区域への外部脅威者の侵入に対し必要な遅延時間を確保する。

3 検査要件

3.1 検査対象

防護区域の障壁の全てが検査対象となり得るが、本検査では、過去12か月間又は前回検査以降に変更された箇所が検査対象とする。

3.2 検査の頻度等

（1）検査の頻度

3年間に1回程度

（2）検査時間

3人／0.75（h）

3.3 実施体制

（1）当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。

（2）必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

防護区域を定めていることを確認する。また、防護区域の設定が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン等によって確認する。

4.1 検査前準備

防護区域の設定に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する防護区域の設定に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 物理的防護**PP3502 立入制限区域の設定（立入制限区域の柵等の障壁）****1 監視領域**

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「物理的防護」

検査分野：「立入制限区域の設定（立入制限区域の柵等の障壁）」

2 検査の目的**2.1 目的**

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される立入制限区域の設定（立入制限区域の柵等の障壁）状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、立入制限区域の設定（立入制限区域の柵等の障壁）の検査分野における設備の保全等にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

立入制限区域境界に障壁を設置することにより、立入制限区域への外部脅威者の侵入に対し必要な遅延時間を確保する。

3 検査要件**3.1 検査対象**

立入制限区域の柵等の障壁については、立入制限区域境界の柵等の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、当該施設の立入制限区域の柵等の障壁の設置状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等**（1）検査の頻度**

3年間に1回程度

（2）検査時間

3人／1.00（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

立入制限区域を定め、当該区域は柵等の障壁によって区画されていることを確認する。また、立入制限区域の設定（立入制限区域の柵等の障壁）が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

立入制限区域の障壁（立入制限区域の柵等の設定）に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施した立入制限区域の設定（立入制限区域の柵等の障壁）が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 物理的防護

PP3503 防護区域の巡視

1 監視領域

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「物理的防護」

検査分野：「防護区域の巡視」

2 検査の目的

2.1 目的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護区域の巡視状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、防護区域の巡視の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

構内を警備員等が随時巡視することにより、防護措置及び特定核燃料物質の異常、侵入痕跡の有無を検知するほか、内部脅威者及び外部脅威者による不法行為のリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

巡視要領を定めた文書、実際の巡視方法、巡視時の器材及び巡視記録等の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、防護区域の巡視状況の内容を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

（1）検査の頻度

1年間に1回程度

（2）検査時間

3人／0.75（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

警備員等が、監視装置の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じた適切な方法により、当該防護区域を巡視していることを確認する。また、防護区域の巡視活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

防護区域の巡視に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施した防護区域の巡視が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 物理的防護
PP3504 監視装置の設置

1 監視領域

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「物理的防護」

検査分野：「監視装置の設置」

2 検査の目的

2.1 目的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される監視装置の設置状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、監視装置の設置の検査分野における設備の保全にも関連することから、当該活動に関連する防護措置についても留意する。

2.2 防護措置の狙い

監視装置を設置することにより、警備員等と監視装置が相互に補完し、装置が確実に侵入者を検知して、警備員等が迅速に確認できるようにする。

3 検査要件

3.1 検査対象

設置している監視装置の全てを検査対象とする。

3.2 検査の頻度等

（1）検査の頻度

3年間に1回程度

（2）検査時間

3人／0.50（h）

3.3 実施体制

（1）当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。

（2）必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有する監視装置を設置していることを確認する。また、監視装置の設置が適切に運用されていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

監視装置の設置に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する監視装置の設置に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 物理的防護**PP3505 非常用電源設備及び無停電電源装置の設置（核物質防護設備及び装置）****1 監視領域**

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「物理的防護」

検査分野：「非常用電源設備及び無停電電源設備の設置（核物質防護設備及び装置）」

2 検査の目的**2.1 目的**

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される非常用電源設備及び無停電電源装置の設置状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、非常用電源設備及び無停電電源装置の設置の検査分野における設備の保全にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

非常用電源設備及び無停電電源設備を設置することにより、常用電源が喪失した場合でも防護設備の機能を常に維持する。

3 検査要件**3.1 検査対象**

非常用電源設備及び無停電電源設備の設置に関する全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施する。サンプル選定に際しては、当該施設の非常用電源設備及び無停電電源設備の設置状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等**（1）検査の頻度**

1年間に1回程度

（2）検査時間

3人／0.75（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講じていることを確認する。また、非常用電源設備及び無停電電源装置が適切に設置されていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

非常用電源設備及び無停電電源設備の設置に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する非常用電源設備及び無停電電源装置の設置に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 物理的防護
PP3506 防護設備の点検及び保守

1 監視領域

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「物理的防護」

検査分野：「防護設備の点検及び保守」

2 検査の目的

2.1 目的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護設備の点検及び保守状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、防護設備の点検及び保守の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

防護設備の点検及び保守を適切に実施することにより、防護設備の機能を常に維持する。

3 検査要件

3.1 検査対象

防護設備の点検及び保守を定めた文書、点検及び保守に関する記録、実際の維持管理状況の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、防護設備の点検及び保守の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

（1）検査の頻度

1年間に1回程度

（2）検査時間

3人／1.00（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の点検及び保守を行い、その機能が維持されていることを確認する。また、防護設備の点検及び保守が適切に実施されていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

防護設備の点検及び保守に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する防護設備の点検及び保守が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	
3	2025/04/01	2025/04/01	記載の適正化	

検査ガイド 物理的防護
PP3507 防護のための連絡（連絡手段）

1 監視領域

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「物理的防護」

検査分野：「防護のための連絡（連絡手段）」

2 検査の目的

2.1 目的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される連絡手段の状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、連絡手段の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

2以上の連絡手段により関係機関への連絡を迅速かつ確実に行うことにより、内部脅威者及び外部脅威者の不法行為に適切に対応する。

3 検査要件

3.1 検査対象

連絡手段の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、連絡手段の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

（1）検査の頻度

2年間に1回程度

（2）検査時間

3人／0.50（h）

3.3 実施体制

（1）当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。

（2）必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

関係機関への連絡は、2種類以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにしていることを確認する。また、連絡手段の設置が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

防護のための連絡手段に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する防護のための連絡手段が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 物理的防護**PP3508 性能試験の実施及び核物質防護システム全体の有効性評価****1 監視領域**

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「物理的防護」

検査分野：「性能試験の実施及び核物質防護システム全体の有効性評価」

2 検査の目的**2.1 目的**

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護措置が、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対し、その設置目的を果たし、機能が有効に機能し維持していることを確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、性能試験の実施及び核物質防護システム全体の有効性評価の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

防護設備の性能及びその有効性を定期的に性能試験等で確認することにより、核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合に適切に対応する。

3 検査要件**3.1 検査対象**

性能試験の実施及び核物質防護システム全体の有効性評価についての全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、性能試験の実施及び核物質防護システム全体の有効性評価の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等**（1）検査の頻度**

1年間に1回程度

（2）検査時間

3人／0.50（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

核物質防護設備等が、その設置目的を果たし、有効に機能し維持されていることを確認する。そのため、防護設備等の侵入検知機能、警報評価機能、出入管理機能、非常用電源設備について性能試験を実施していることを確認する。また、防護設備等が適切に機能していることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

性能試験の実施及び核物質防護システム全体の有効性評価に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が設置した性能試験の実施及び核物質防護システム全体の有効性評価に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド**PP3509 事業所外運搬における運搬物の防護措置（施錠及び封印等）（区分Ⅱ、Ⅲ輸送物）****1 監視領域**

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「物理的防護」

検査分野：「事業所外運搬における核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律施行令（以下「令」という。）第48条の表第2号の下欄に掲げる特定核燃料物質以外の特定核燃料物質を収納する容器の施錠及び封印等」

2 検査の目的**2.1 目的**

法第61条の2の2第1項第4号ハで規定される事項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置）のうち、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（以下「外運搬規則」という。）第15条で規定される特定核燃料物質を収納する容器における施錠及び封印の状況並びに外運搬規則第16条で規定される情報管理の状況を確認する。

これらの確認においては、輸送情報の取扱いにも留意する。

2.2 防護措置の狙い

特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印し、又はそれらと同等以上の措置を講ずることにより、特定核燃料物質の盗取を防止するほか、当該容器が開封されたことを検知する。また、情報を適切に管理することにより、詳細な事項が必要な者以外の者に知られるリスクを低減する。

3 検査要件**3.1 検査対象**

令第48条の表第2号の下欄に掲げる特定核燃料物質以外の特定核燃料物質を収納する容器の施錠及び封印に関する要領、点検記録（状況写真等を取りまとめた記録を含む。）、情報管理要領等が検査対象となり得るが、本検査では、前回検査以降の事業所外の運搬に係るものを検査対象とする。

3.2 検査の頻度等

- (1) 検査の頻度
1 年間に 1 回程度
- (2) 検査時間
3 人／0. 7 5 (h)

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

令第48条の表第2号の下欄に掲げる特定核燃料物質以外の特定核燃料物質を収納する容器の施錠及び封印等を適切に実施していることを関連文書の調査、ワークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

令第48条の表第2号の下欄に掲げる特定核燃料物質以外の特定核燃料物質を収納する容器の施錠及び封印等に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する施錠及び封印等に係る措置について、区分に関わらず、審査基準において定める特定核燃料物質の運搬及び秘密の管理の基準と同等以上の措置が講じられていることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 外運搬規則第15条及び第16条
- (4) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

PP36 情報システム防護

検査ガイド 情報システム防護**PP3601 情報システムに対する外部からのアクセス遮断****1 監視領域**

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「情報システム防護」

検査分野：「情報システムに対する外部からのアクセス遮断」

2 検査の目的**2.1 目的**

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される情報システムに対する外部からのアクセス遮断状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、情報システムに対する外部からのアクセス遮断の検査分野における体制、訓練・教育、設備の保全等にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

情報システムに関し外部からのアクセスを遮断することにより、情報システムをサイバー攻撃から防護する。

3 検査要件**3.1 検査対象**

情報システムに関連する書類（ネットワーク構成図、真に必要な理由に該当する文書等）、実際の接続状況の全てが検査対象となり得るが、ネットワーク構成機器の現場検査については、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、ネットワーク構成状況等を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等**（1）検査の頻度**

1年間に1回程度

（2）検査時間

2人／0.75（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

加工施設及び廃棄物管理施設並びに特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断していることを確認する。また、情報システムに対する外部からのアクセス遮断に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

情報システムに対する外部からのアクセス遮断に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する情報システムに対する外部からのアクセス遮断に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 情報システム防護**PP3602 情報システムセキュリティ計画の作成****1 監視領域**

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「情報システム防護」

検査分野：「情報システムセキュリティ計画の作成」

2 検査の目的**2.1 目的**

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される情報システムセキュリティ計画の作成状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、情報システムセキュリティ計画の作成の検査分野における体制、訓練・教育、設備の保全等にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

情報システムセキュリティ計画を作成することにより、情報システムに対する妨害破壊行為を防止し、侵害を受けた場合に迅速かつ確実に復旧を行う。

3 検査要件**3.1 検査対象**

情報システムセキュリティ計画及びその関連文書（施設の情報システム及びアプリケーションのリスト、ネットワーク構成図、防護対象設備一覧、異常時対応計画等）、維持管理の記録、実際の維持管理の状況の確認の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、情報システムセキュリティ計画及びその関連文書の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等**（1）検査の頻度**

1年間に1回程度

（2）検査時間

2人／0.75（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように情報システムセキュリティ計画を作成していることを確認する。また、情報システムセキュリティ計画の作成に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

情報システムセキュリティ計画の作成に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する情報システムセキュリティ計画の作成に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

P P 3 7 核物質防護体制

検査ガイド 核物質防護体制
PP3701 防護体制の整備

1 監視領域

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「核物質防護体制」

検査分野：「防護体制の整備」

2 検査の目的

2.1 目的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護体制の整備状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、防護体制の整備の検査分野における体制、訓練・教育にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備することにより、責任と役割を明確にして経営責任者を含めた総合的な対応を図る。

3 検査要件

3.1 検査対象

核物質防護に係る各部署の責任と役割に関する文書、活動状況、現場確認等が検査対象となり得る。

3.2 検査の頻度等

（1）検査の頻度

1年間に1回程度

（2）検査時間

3人／1.00（h）

3.3 実施体制

（1）当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。

（2）必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備していることを確認する。また、防護体制の整備に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

防護体制の整備に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する防護体制の整備に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 核物質防護体制
PP3702 緊急時対応計画の作成

1 監視領域

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「核物質防護体制」

検査分野：「緊急時対応計画の作成」

2 検査の目的

2.1 目的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される緊急時対応計画の作成状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、緊急時対応計画の作成の検査分野における体制、訓練・教育、設備の保全等にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

適切な緊急時対応計画を作成することにより、不法行為に効果的に対応する。

3 検査要件

3.1 検査対象

緊急時対応計画、同計画に基づく資器材の準備、関係者への周知、教育・訓練、同計画の評価改善等の全てが検査対象となり得るが、本検査では、緊急時対応計画を除き、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、緊急時対応計画の作成の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

（1）検査の頻度

1年間に1回程度

（2）検査時間

3人／1.00（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

緊急時対応計画を作成していることを確認する。また、緊急時対応計画が適切に作成されていることを関連文書の調査及びインタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

緊急時対応計画の作成に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する緊急時対応計画の作成に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 核物質防護体制
PP3703 緊急時対応計画における留意事項

1 監視領域

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「核物質防護体制」

検査分野：「緊急時対応計画における留意事項」

2 検査の目的

2.1 目的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される緊急時対応計画における留意事項が考慮されていることを確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、緊急時対応計画における留意事項の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

緊急時対応計画については、緊急時に留意すべきことを考慮しつつ作成することにより、効果的な緊急時対応を実現する。

3 検査要件

3.1 検査対象

緊急時対応計画の作成に関する文書の全てが検査対象となり得るが、本検査では、過去12か月間又は前回検査以降の実績及び変更された箇所が検査対象となる。

3.2 検査の頻度等

（1）検査の頻度

1年間に1回程度

（2）検査時間

3人／1.00（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

緊急時対応計画については、緊急時に留意すべきこと及び計画の有効性についても考慮されていることを確認する。

4.1 検査前準備

緊急時対応計画における留意事項に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する緊急時対応計画における留意事項に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 核物質防護体制
PP3704 法令遵守及び核セキュリティ文化醸成の体制

1 監視領域

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「核物質防護体制」

検査分野：「法令遵守及び核セキュリティ文化醸成の体制」

2 検査の目的

2.1 目的

法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）のうち、法令遵守及び核セキュリティ文化醸成の体制を確認する。

これらの確認については、法令遵守及び核セキュリティ文化醸成の体制の検査分野における体制、訓練・教育にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

法令遵守及び核セキュリティ文化醸成を推進することにより、事業者一体となった適切な核物質防護体制を維持する。

3 検査要件

3.1 検査対象

法令遵守及び核物質防護規定遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）、核セキュリティ文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に係る全ての事項が検査対象となるが、本検査では、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、体制の構築状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

（1）検査の頻度

1年間に1回程度

（2）検査時間

3人／1.00（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

法令遵守及び核セキュリティ文化醸成の体制が適切にとられていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

法令遵守及び核セキュリティ文化醸成の体制に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する法令遵守及び核セキュリティ文化醸成の体制に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 核物質防護体制
PP3705 非常の場合の対応

1 監視領域

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「核物質防護体制」

検査分野：「非常の場合の対応」

2 検査の目的

2.1 目的

法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）のうち、非常の場合の対応について確認する。

これらの確認については、非常の場合の対応の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

非常の場合の対応を万全とすることにより、必要な核物質防護に係る措置を維持する。

3 検査要件

3.1 検査対象

非常の場合の対応についての全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、非常の場合の対応措置の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

（1）検査の頻度

3年間に1回程度

（2）検査時間

3人／0.75（h）

3.3 実施体制

（1）当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。

（2）必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

非常の場合の対応に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

非常の場合の対応に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する非常の場合の対応に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

PP38 共通

検査ガイド 共 通

PP3801 教育及び訓練

1 監視領域

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「特定核燃料物質の管理」、「核物質防護情報の管理」、「立入承認」、
「出入管理」、「物理的防護」、「情報システム防護」、「核物質防護体制」

検査分野：「教育及び訓練」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される教育及び訓練状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、教育及び訓練の検査分野における体制及び警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

従業者に対し計画的な教育及び訓練を実施することにより、必要な知識・能力（技術）等を継続的に維持していく。

3 検査要件

3.1 検査対象

核燃料物質防護に係る全ての業務に関連する従業者に対する教育計画、内容、実績、被教育者の理解度、現場確認等の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、核燃料物質防護に関する教育及び訓練の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

（1）検査の頻度

1年間に1回程度

（2）検査時間

3人／5.25（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

従業者に対し、その職務の内容に応じて核燃料物質防護のために必要な教育及び訓練が行われていることを確認する。また、教育及び訓練が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等により確認する。

4.1 検査前準備

教育及び訓練に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する教育及び訓練が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2023/05/31	2023/05/31	制定	

検査ガイド 共 通**PP3802 定期的な評価及び必要な改善****1 監視領域**

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「特定核燃料物質の管理」、「核物質防護情報の管理」、「立入承認」、
「出入管理」、「物理的防護」、「情報システム防護」、「核物質防護体制」

検査分野：「定期的な評価及び必要な改善」

2 検査の目的**2.1 目 的**

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される定期的な評価及び必要な改善状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、定期的な評価及び必要な改善の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

核物質防護のために必要な措置についての定期的な評価と必要な改善により、防護措置を常に最適な状態に保ち、核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合に適切に対応する。

3 検査要件**3.1 検査対象**

核物質防護に関する定期的な評価及び必要な改善の全てが検査対象となり得るが、本検査では、定期的な評価及び必要な改善に関する事項の中から、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、核物質防護に関する定期的な評価及び必要な改善の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等**（1）検査の頻度**

1年間に1回程度

（2）検査時間

3人／5.25（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

核物質防護のために必要な措置について、定期的に評価し必要な改善を行っていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。また、定期的な評価及び必要な改善に関する活動の有効性の評価が定期的に行われていることを確認する。

4.1 検査前準備

定期的な評価及び必要な改善に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する定期的な評価及び必要な改善が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2023/05/31	2023/05/31	制定	

検査ガイド 共 通**PP3803 妨害破壊行為等の脅威への対応****1 監視領域**

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「特定核燃料物質の管理」、「核物質防護情報の管理」、「立入承認」、

「出入管理」、「物理的防護」、「情報システム防護」、「核物質防護体制」

検査分野：「妨害破壊行為等の脅威への対応」

2 検査の目的**2.1 目 的**

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項（防護措置）のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護措置が、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものであることを確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項（核物質防護規定）の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、妨害破壊行為等の脅威への対応の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすることにより、適切な防護措置の水準を確保する。

3 検査要件**3.1 検査対象**

原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応した防護措置の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応した防護措置の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等**（1）検査の頻度**

1年間に1回程度

（2）検査時間

2人／0.50（h）

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援（技術的な助言や専門検査官の現場派遣など）を要請できる。

4 検査手順

妨害破壊行為等の脅威に対応する具体的な防護措置については、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとなっていることを確認する。また、当該措置の対応状況が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン等によって確認する。

4.1 検査前準備

妨害破壊行為等の脅威への対応に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する妨害破壊行為等の脅威に対する防護措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 加工規則第7条の9
- (2) 廃棄物管理規則第33条の3
- (3) 審査基準

6 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2023/05/31	2023/05/31	制定	

検査ガイド 共 通

PP3804 事象発生時の初動対応（核物質防護）

1 監視領域

大分類及び小分類：「核物質防護」

評価領域：「特定核燃料物質の管理」、「核物質防護情報の管理」、「立入承認」、「出入管理」、「物理的防護」、「情報システム防護」、「核物質防護体制」、「共通」

検査分野：「事象発生時の初動対応」

2 検査の目的

法第62条の3の規定により各事業規則に定める法令報告のうち核燃料物質の盗取若しくは所在不明が発生した場合又はその他核物質防護事案が発生した場合、当該原子力施設における事業者の対応状況を確認する。

3 検査要件

3.1 検査対象

事業者の対応等について全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象について検査を実施することとする。

なお、必要に応じて実施される特別検査の計画等に適切な情報を提供することも留意すること。検査目的に照らし検査が必要と判断される場合には、上記検査対象以外から選定してもよい。

3.2 検査の頻度等

- （1）本ガイドは、発生事象の重要度等に応じて必要な対応を行う場合の参考とする。
- （2）検査に係る検査体制、頻度、サンプル数及び時間は任意とする。

4 検査手順

事象発生時の初動対応について、核物質防護のために必要な措置が行われているか確認する。

4.1 検査前準備

定期的な評価及び必要な改善に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

事業者が実施すべき事象発生時の対応が適切に行われたことを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合、是正措置プログラム（CAP）等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 検査手引

5.1 検査を実施する上での手引及び関連する留意事項

(1) 対策官の初動対応

ア 対策官が自ら発見又は事業者からの報告等を受けた場合には、第1報をできるだけ早く本庁（緊急事案対策室、核セキュリティ部門）に連絡するとともに発生事象の内容、核物質防護への影響、該当する核物質防護規定条項等を確認し、本庁への情報提供を行う。

イ 事象発生現場の確認を行い、必要に応じて写真撮影等により対策官自ら記録を作成する。事象発生現場の確認を行う場合、核物質防護事案が継続している等で対策官の生命、身体に危険が及ぶおそれがある場合には、事態が収束した後に確認を行う。

なお、事象の内容に応じて現場における防護措置の健全性を確認する。

ウ 事業者が、緊急時対応計画等の手順書に従い事象を適切に分類し、必要な情報を原子力規制庁、関係自治体、本店等に適時に情報提供したことを確認するとともに、核物質防護情報の管理が適切になされているかを確認する。

エ 原子力規制検査を行うため、パフォーマンス劣化や要因に関連する観察を継続的に実施する。

オ 防護措置に係るマニュアル、特定核燃料物質の管理に係る記録、監視装置の録画画像、警報装置のログ及び職員へのインタビュー等の情報を元に、原子力施設における防護措置の状況、職員のパフォーマンス及び特定核燃料物質の管理についての情報を整理し、原子力規制庁の関係者による評価を支援する。

カ 事業者が開催する会議に陪席するなどして、事業者が事象の問題に適切に対応しているかどうかを確認する。

(2) 職員のパフォーマンス

ほとんどの場合において、これらの事象は前兆がなく発生するため、対策官は職員のパフォーマンスを直接観察することではなく、事態が収束した後に、その出来事と職員の対応を確認する。

ア 職員の過誤が原因の計画外の出来事については、特定核燃料物質の管理にかかる記録、監視装置のデータ又は緊急時対応計画等を確認し、職員の対応が適切であったかどうかを確認する。

イ あらゆる場合において、職員対応の評価を確認するため、特定核燃料物質の管理にかかる記録、監視装置のデータ、見張人等の勤務記録、手順書及び関連する訓練を確認し、職員の対応が適切だったかどうかを判断する。

ウ 事業者が適切に職員のパフォーマンスを評価したかどうかを確認する。

(3) 事業者の事象報告書等

事業者の評価が事象を正確に捉えているか、推定原因、人的要因等が検討されているかを確認し、対策官の意見、気付事項等を本庁関係部署（核セキュリティ部門）に提供する。

5.2 検査を実施する際の留意事項

(1) 緊急時の対応となるため、職員や協力企業作業員等の活動を阻害する行為、特に聞き取り調査等には十分配慮する必要がある。基本的には、事態が収束した後に振り返って聞き取り確認をする方が望ましい。

(2) 本庁での評価、検討と平行して、対策官は事象の内容に応じた検査運用ガイドを選定し、核物質防護に関する規制検査を計画し実施する。

なお、事象に応じて本庁の専門家を含めたチーム検査を計画しても良い。

6 法令、基準等

(1) 加工規則第7条の9及び第9条の16

(2) 廃棄物管理規則第33条の3及び第35条の16

7 変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2025/04/01	2025/04/01	制定	